

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票（案）

処 分 名	農地又は採草放牧地の権利移動の制限		
根 拠 法 令 名	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)	第 3 条第 1 項	
基 準 法 令 名	農地法	第 3 条第 2 項	
所 管 部 署	農業委員会事務局 農地係		
標 準 処 理 期 間	4 週間	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【農地法関係事務に係る処理基準について】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[許可基準]</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可の事由に該当しないこと、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 3 に規定する許可基準を基準とする。</p> <p>※参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>農地法第 3 条第 1 項（一部のみ記載）</p> <p>農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第 5 条第 1 項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>農地法第 3 条第 2 項（一部のみ記載）</p> <p>前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第 2 6 9 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第 1 0 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第 1 号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第 1 1 条の 5 0 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p>			